

# 大田原市特定事業主行動計画【要旨】

## 1 目的

平成15年7月の次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、急激に進行する少子化に対し、国全体で緊急対策を講じる体制ができあがるなかで、大田原市役所においても、事業主（次世代育成支援対策推進法において、地方公共団体等は特定事業主となる。）の立場として子育てにやさしい職場環境整備をめざすことを目的として行動計画を策定するものである。

## 2 計画期間

次世代育成支援対策推進法は平成17年度から22年度までの10年間の期限法であるが、今回の後期計画は、後半の期間である平成22年度から平成26年度（平成22年4月1日から平成27年3月31日）までの5年間の計画期間としている。

## 3 行動計画の目標

### (1) 勤務環境の整備に関する事項

#### ① 妊娠中及び出産後における配慮

行政イントラネットを利用して、現行の休暇制度及び経済的な給付制度の情報提供を行う。

#### ② 子どもの出生時における父親の休暇の取得促進

配偶者出産時特別休暇等の休暇制度を周知するとともに、休暇を取得しやすい環境づくりをめざす。

※ 男性職員の配偶者出産時特別休暇取得率：90%をめざす。

#### ③ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

各種制度を個別に周知するとともに、今後育児休業取得予定者へ参考資料を提供する。

##### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気づくり

育児休業制度の概要の周知を行う。

##### ウ 男性職員の育児休業取得

男性職員の育児休業取得へ向けて、積極的な情報提供を行う。

##### エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のための支援

休業中の職員に対して、必要に応じて情報提供を行い、個別に相談・質問に応じる。

オ 必要な人員配置によっても休業所得希望者の業務を処理することが難しいときは臨時的任用制度の活用を図る。

※ 女性の育児休業取得率100%、男性の育児休業取得率90%（ただし、配偶者出産時特別休暇取得者も含む。）をめざす。

#### ④ 子育てをしているすべての職員に対する支援

休暇制度の周知を行うとともに、子どもの行事等への積極的な参加を支援する。

#### ⑤ 時間外勤務の縮減

- ア 小学校就学前の子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限・制度の周知
- イ 時間外勤務の縮減のための意識啓発  
時間外勤務の事前命令の徹底を行う。  
職場の上司は率先して定時退庁を心がける。  
特に育児を行う職員は過度な時間外勤務とならないよう配慮する。  
時間外勤務の代替休制度の利用促進を図る
- ウ 事務の簡素合理化の推進
- ⑥ 休暇の取得の状況
  - ア 年次有給休暇の取得の促進  
子どもの長期休暇及び、行事等に合わせたの、長期休暇の取得促進を図る。
  - イ 連続休暇等の取得促進
  - ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進  
看護休暇制度の周知徹底を行う。
  - ※ 年次有給休暇の取得日数の15%増加（取得日数：11.5日以上／年）、夏季休暇・リフレッシュ休暇の100%取得、看護休暇取得希望者の100%取得をめざす。
- ⑦ 育児短時間勤務等の制度利用の促進
  - ※ 育児短時間勤務等の利用について利用職員の倍増（現在5人のところ10人）をめざす。
- ⑧ ファミリーサポートセンターの利用促進  
ファミリーサポートセンターの制度を広く周知し、子育て現役世代の職員には依頼会員及び両方会員としての会員登録と制度利用を、子育てが終了した職員には提供会員としての登録を積極的に推進する。
  - ※ 職員の会員登録の倍増（現在5人のところ10人）をめざす。
- ⑨ 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組  
意識啓発等の実施。
- (2) その他の次世代育成支援対策に関する事項
  - ① 子育てバリアフリー  
子ども連れの来庁者にやさしい環境づくり。
  - ② 子ども・子育てに関する地域貢献活動
    - ア 子ども・子育てに関する活動の支援
    - イ 子どもの体験活動等の支援
    - ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援  
全職員に対する、交通安全研修の実施
    - エ 安心して安心して子どもを育てられる環境の整備
  - ③ 子どもとふれあう機会の充実  
大田原市職員互助会等で実施するレクリエーション活動の実施の際には、家族全員での参加を推奨する。